
第五 感染症対策

- 1 感染症対策
- 2 エイズ対策
- 3 結核対策
- 4 肝炎対策
- 5 風しん対策
- 6 新型コロナウイルス感染症対策
- 7 健康危機管理(感染症)
- 8 予防接種

第五 感染症対策

1 感染症対策

(1) 感染症発生状況

(根拠法令 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律 第6条、第12条他
平成11年4月1日施行)

<事業概要>

感染症患者発生時、患者への調査指導、該当業務への就業制限、消毒の指示、接触者への健康診断の
勧告等を行い、感染症のまん延を予防するとともに発生予防のための普及啓発を行う。

<負担割合>

国 1/2 市 1/2

① 三類感染症等届出状況(二類の結核は別掲。その他一・二類の発生は無し)

年	種別	三 類					計
	新型コロナウイルス 感染症	細菌性赤痢	腸チフス	パラチフス	腸管出血性 大腸菌感染症		
3	4,111	-	-	-	21	4,132	
4	74,056	-	-	-	27	74,083	
5	4,445	1	-	-	27	4,473	

② 腸管出血性大腸菌感染症届出状況詳細

<年齢別届出状況>

(単位:人)

年	年齢区分	0～ 9歳	10～ 19歳	20～ 29歳	30～ 39歳	40～ 49歳	50～ 59歳	60～ 69歳	70歳 以上	計
	3	7	1	7	2	1	1	0	2	
4	7	3	5	10	1	1	0	0	27	
5	3	6	7	4	4	2	0	1	27	

<型別届出状況>

(単位:件)

年	型別	O-157	O-26	O-111	O-103	その他	不明	計
	3	17	1	-	-	2	1	
4	19	3	-	2	2	1	27	
5	20	1	-	3	1	2	27	

<月別届出状況>

(単位:人)

年	月別	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	計
	3	1	-	-	-	-	1	6	5	6	2	-	-	
4	1	-	-	1	1	5	4	5	4	1	4	1	27	
5	-	-	1	-	1	6	3	7	2	2	4	1	27	

③ 四類・五類感染症届出状況

(単位:人)

疾患名		年		
		3	4	5
四 類 感 染 症	A型肝炎	-	-	-
	E型肝炎	2	1	-
	エムポックス	-	-	1
	オウム病	-	-	1
	重症熱性血小板減少症候群	1	3	-
	つつが虫病	-	-	-
	デング熱	-	1	-
	日本紅斑熱	3	4	4
	ボツリヌス	-	-	-
	マラリア	-	1	-
	レジオネラ症	16	20	11
	五 類 感 染 症	アメーバ赤痢	5	5
ウイルス性肝炎(B・C・その他)		1	1	2
カルバペネム耐性腸内細菌科細菌感染症		20	15	19
急性弛緩性麻痺		-	-	1
急性脳炎		1	-	6
クロイツフェルト・ヤコブ病		3	2	-
劇症型溶血性レンサ球菌		-	2	2
後天性免疫不全症候群(HIV感染含む)		7	2	4
ジアルジア症		-	-	1
侵襲性インフルエンザ菌感染症		-	-	7
侵襲性肺炎球菌感染症		9	14	13
水痘(入院)		3	1	1
先天性風しん症候群		-	-	-
梅毒		63	74	91
幡種性クリプトコックス症		-	1	-
破傷風		1	1	2
バンコマイシン耐性腸球菌		-	-	-
百日咳		9	13	8
麻しん	-	-	-	
風しん	-	-	-	
薬剤耐性アシネトバクター感染症	-	-	1	
合 計		144	161	178

(2) 感染症診査協議会(結核を除く)

(根拠法令 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律 第24条)

<事業概要>

一類・二類感染症患者発生時、入院が必要な場合応急的に入院させ、72 時間以内に感染症診査協議会を設置し、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第 20 条1項の「10 日以内の入院勧告」及び同条第4項の「入院の期間の延長」に関する必要な事項を審議する。

(3) 普及啓発事業(エイズ・結核は別掲)

(根拠法令 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律 第10条)

<事業概要>

感染症の予防及びまん延防止のため、正しい知識や予防のための普及啓発を行う。

<対象者>

市民及び集団発生の恐れのある団体・社会福祉施設等

<負担割合>

国 1/2 市 1/2

① 健康教育

年度	対象		親子クラブ会員		愛育委員		その他		計	
	回数	人数	回数	人数	回数	人数	回数	人数	回数	人数
3	31	371	229	6,428	59	1,870	319	8,669		
4	15	182	78	2,162	79	3,190	172	5,534		
5	7	137	43	1,086	30	1,946	80	3,169		

※ その他は栄養委員、自主グループ、学校保健関係者、一般住民など

② 普及啓発及び広報

広報くらしき、倉敷ケーブルテレビ、保健所ホームページ、市役所ホームページ「動画で広報」
声の広報くらしき、公式 SNS など

③ 研修会

対 象: 倉敷市の所管する社会福祉施設等(高齢者・児童含む)の管理者および感染症対策担当者
方 法: WEB動画配信

配 信 期 間: 令和5年 11 月 1 日～令和5年 12 月 6 日

申 込 数: 382 件(福祉援護課、生活福祉課、保健福祉推進課、子育て支援課、保育・幼稚園課、健康長寿課、指導監査課、障がい福祉課、保健体育課 含む)

動画視聴数: 1 部: 1,351 回、2 部: 993 回、特別番外編: 717 回 再生

内 容: 1 部 「冬季感染症の基礎知識と感染対策」講師: 南岡山医療センター 院長 谷本 安
2 部 「今からできる! 感染対策(実践編)」講師: 倉敷中央病院 看護師 木村 聖子
倉敷市保健所感染症係より「施設内での感染症発生状況と報告基準」
「長引く咳は結核かも? !」

特別番外編 「音楽に合わせて嘔吐物処理」

(4) 社会福祉施設集団発生対応

(根拠通知 社会福祉施設等における感染症等発生時に係る報告について 平成 17 年2月 22 日付け健発第 0222022 号/薬食発第 0222001 号/雇児発第 0222001 号/社援発第 0222002 号/老発第 0222001 号)

<事業概要>

社会福祉施設等における感染症集団発生時の迅速な報告の徹底及びまん延防止のための指導等を、社会福祉施設主管課と連携し実施する。

第五 感染症対策

< 集団発生報告件数 > ※保育園を除く

(単位:件)

年 度	感染性胃腸炎	インフルエンザ	新型コロナ ウイルス感染症	腸管出血性 大腸菌感染症	計
3	-	-	-	-	-
4	3	2	-	-	5
5	6	16	108	-	130

※ 新型コロナウイルス感染症は5類感染症(令和5年5月8日)移行後の報告数

(5) 発生動向調査事業

(根拠法令 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律 第14条 平成11年4月1日施行)

< 事業概要 >

感染症の発生状況を迅速に把握・分析し、その結果を公開・提供することで、医療機関や市民の感染症予防を支援する。

< 対 象 >

指定届出機関の管理者より報告

< 負担割合 >

国 1/2 市 1/2

① 定点把握感染症報告数

令和5年1月～令和5年12月(単位:人)

インフルエンザ定点(週報)		
疾患名	報告数	定 点 当たり数
インフルエンザ	8,716	544.75
新型コロナウイルス	5,280	330

※新型コロナウイルスの報告数は、5類感染症移行(令和5年5月8日)後の報告数。

小児科定点(週報)		
疾患名	報告数	定 点 当たり数
RSウイルス感染症	557	50.64
咽頭結膜熱	452	41.09
A群溶血性レンサ球菌咽頭炎	435	39.55
感染性胃腸炎	2,032	184.73
水痘	19	1.73
手足口病	646	58.73
伝染性紅斑	9	0.82
突発性発疹	161	14.64
ヘルパンギーナ	457	41.55
流行性耳下腺炎	13	1.18

眼科定点(週報)		
疾患名	報告数	定 点 当たり数
急性出血性結膜炎	1	0.25
流行性角結膜炎	93	23.25

基幹定点(週報)	
疾患名	報 告 数
細菌性髄膜炎	4
無菌性髄膜炎	23
マイコプラズマ肺炎	2
クラミジア肺炎	-
感染性胃腸炎(ロタウイルス)	-

基幹定点(月報)	
疾患名	報 告 数
メチシリン耐性黄色ブドウ球菌感染症	23
ペニシリン耐性肺炎球菌感染症	1
薬剤耐性緑膿菌感染症	-

STD定点(月報)		
疾患名	報告数	定 点 当たり数
性器クラミジア感染症	172	43.00
性器ヘルペスウイルス感染症	22	5.50
尖圭コンジローマ	25	6.25
淋菌感染症	59	14.75

2 エイズ対策

(1) 普及啓発事業

(根拠法令 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律 第 11 条、後天性免疫不全症候群に関する特定感染症予防指針 平成 18 年3月2日告示)

<事業概要>

エイズのまん延を防止するため、正しい知識の普及啓発を行う。

<負担割合>

国 1/2 市 1/2

① 健康教育(対象者には啓発パンフレット・チラシを配布)

対象 年度	親子クラブ会員		愛育委員		その他		計	
	回数	人数	回数	人数	回数	人数	回数	人数
3	4	50	17	342	9	210	30	602
4	1	18	25	705	15	859	41	1,582
5	0	0	20	626	8	246	28	872

② 世界エイズデー関連事業

エイズまん延防止と患者・感染者に対する差別偏見の解消を図ることを目的とし、12月1日の世界エイズデーに併せ、エイズ予防・普及啓発のための様々なイベントを実施

ア レッドリボン着用運動

エイズに対する理解と支援の象徴となるレッドリボンを、保健所職員等に配布、理解促進のため着用を呼びかける。

イ ミニエイズ展

保健所において、パネル展示・啓発パンフレット・啓発カード配布等を実施

ウ 広報での普及啓発

広報くらしき、保健所ホームページ、SNS

エ 若年層への普及啓発

大学や企業等において、若年・壮年期を対象に啓発グッズ等の配布を実施

③ パンフレット・ちらし等の配布(世界エイズデー関連事業を除く)

県・岡山市と協働で、HIV検査啓発カードを作成。NGO等MSM関連団体と連携して配布

④ その他の広報(世界エイズデー関連事業を除く)

広報くらしき、保健所ホームページ、エフエムくらしきで普及啓発

⑤ エイズ出前講座

<事業概要>

エイズ・性感染症に関する正しい知識や予防の普及啓発を図ることを目的に、専門講師を派遣し講習会を実施(対象者にパンフレットを配布)

<対象者>

市内の小学校・中学校・高等学校・大学・専門学校などの団体

年度	対象	中学校		高等学校		その他		計	
		回数	人数	回数	人数	回数	人数	回数	人数
3		—	—	3	423	—	—	3	423
4		—	—	1	68	—	—	1	68
5		—	—	2	200	1	292	3	492

(2) エイズ・性感染症相談事業

(根拠法令 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律 第 11 条、後天性免疫不全症候群に関する特定感染症予防指針 平成 18 年3月2日告示)

第五 感染症対策

<負担割合>

国 1/2 市 1/2

<事業概要>

エイズやその他の性感染症に関する相談対応、専門相談員による相談・HIV抗体検査予約専用電話の設置

<相談件数> (単位:件)

年 度	男	女	計
3	127	60	187
(再掲)ホットライン	116	56	172
4	241	123	364
(再掲)ホットライン	211	90	301
5	321	102	423
(再掲)ホットライン	240	85	325

(3) HIV抗体検査事業

(根拠法令 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律 第 11 条、後天性免疫不全症候群に関する特定感染症予防指針 平成 18 年3月2日告示)

<事業概要>

HIV感染の不安のある者に対して、無料・匿名で相談・検査を実施

<負担割合>

国 1/2 市 1/2

<検査実施件数> (単位:件)

年 度	男	女	計	再掲(迅速検査)
3	27	12	39	12
4	67	25	92	19
5	155	26	181	55

3 結核対策

(1) 結核予防事業

(根拠法令 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律 平成 11 年4月1日施行)

<事業概要>

結核の予防及び結核患者に対する適切な医療の普及を図ることによって、結核が個人的にも社会的にも害を及ぼすことを防止し、公共の福祉を増進する。

① 定期健康診断

(根拠法令 感染症法 第 53 条の2)

<対象者年齢>

満 65 歳以上

<内 容>

直接撮影実施

公益財団法人岡山県健康づくり財団、倉敷市連合医師会に委託

<事業実績> (単位:人)

区 分		年 度	3	4	5
胸部レントゲン健診	該当者		132,949	132,910	132,805
	受診者		20,053	21,162	21,401

② 定期予防接種

(根拠法令 予防接種法)

<事業概要>

幼児期結核の感染予防を行う。

<対象者年齢>

1歳未満

<内 容>

BCG接種

倉敷市連合医師会等に委託

<事業実績>

(単位:人)

年 度	3	4	5
接 種 者 数	3,773	3,622	3,339

③ 普及啓発事業

(根拠法令 感染症法 第3条、結核に関する特定感染症指針平成 23 年5月 16 日施行)

<対象者>

市民

<負担割合>

国10/10 (感染症対策特別促進事業)

ア 健康教育

区分 年度	総 実 施 回 数	総 人 数	対 象											
			親 子 ク ラ ブ		愛 育 委 員		老 人 ク ラ ブ		一 般 住 民		医 療 関 係 者		施 設 職 員	
			回 数	人 数	回 数	人 数	回 数	人 数	回 数	人 数	回 数	人 数	回 数	人 数
3	54	1,477	0	0	47	1,130	0	0	3	39	0	0	4	308
4	55	1,945	0	0	45	1,234	1	22	8	400	0	0	1	289
5	47	2,364	0	0	40	1,250	0	0	6	121	0	0	1	993

(2) 結核対策事業

① 結核患者管理(届出・登録) 感染症法 第53条

ア 年末結核登録患者数(年齢階級・総合患者分類別)

令和5年末現在

区分 年齢区分	登録患者総数	活動性結核								不活動性結核	活動性不明	潜在性結核感染症(別掲)	
		活動性結核総数	肺結核活動性						肺外結核活動性			治療中	観察中
			肺結核総数	登録時喀痰塗抹陽性			登録時その他の結核菌陽性	登録時菌陰性・その他					
				計	初回治療	再治療							
総数	76	16	11	5	5	-	5	1	5	47	13	4	10
0~9	2	-	-	-	-	-	-	-	-	2	-	1	-
10~19	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	3
20~29	3	1	1	-	-	-	-	1	-	-	2	1	-
30~39	4	1	1	-	-	-	1	-	-	2	1	-	-
40~49	7	1	1	1	1	-	-	-	-	4	2	-	3
50~59	10	1	1	-	-	-	1	-	-	8	1	-	2
60~69	3	-	-	-	-	-	-	-	-	2	1	-	1
70~79	19	3	2	1	1	-	1	-	1	14	2	1	-
80~89	20	6	3	1	1	-	2	-	3	12	2	1	1
90~	8	3	2	2	2	-	-	-	1	3	2	-	-

イ 年末結核登録患者数(受診状況・総合患者分類別)

令和5年末現在

区分 受診状況	登録患者総数	活動性結核								不活動性	活動性不明	潜在性結核感染症(別掲)	
		活動性結核総数	肺結核活動性						肺外結核活動性			治療中	観察中
			肺結核総数	登録時喀痰塗抹陽性			登録時その他の結核菌陽性	登録時菌陰性・その他					
				計	初回治療	再治療							
総計	76	16	11	5	5	-	5	1	5	47	13	4	10
入院中	7	7	3	1	1	-	2	-	4	-	-	-	-
外来中	11	9	8	4	4	-	3	1	1	-	2	4	-
治療なし	57	-	-	-	-	-	-	-	-	47	10	-	10
不明	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-

ウ 年末結核登録患者動態(潜在性結核感染症を含む) 令和5年末現在(単位:人)

区分	前年末数	本年中新規			本年中除外者							本年末数
		新規	転入	計	死亡		治癒	転出	転症	その他	計	
					結核	その他						
登録患者数	97	33	3	36	2	11	29	1	-	-	43	90

エ 新登録患者数(発見方法・総合患者分類別) 令和5年1月～令和5年12月(単位:人)

総合患者分類 発見方法		新登録患者数	活動性結核							肺外結核活動性	潜在性結核 (別掲) 治療中
			肺結核活動性								
			肺結核総数	登録時喀痰塗抹陽性			結核菌陽性	登録時その他の	登録時菌陰性・その他		
				計	初回治療	再治療					
総数		28	19	12	12	-	6	1	9	5	
健康診断	小計	3	3	-	-	-	2	1	-	1	
	個別健康診断	1	1	-	-	-	1	-	-	-	
	定期健康診断	小計	1	1	-	-	-	1	-	-	1
		学校健診	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		住民健診	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		職場健診	1	1	-	-	-	1	-	-	1
	施設健診	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	接触者健康診断	小計	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		家族健診	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		その他	-	-	-	-	-	-	-	-	-
その他の集団健診		1	1	-	-	-	-	1	-	-	
医療機関受診		25	16	12	12	-	4	-	9	4	
その他		-	-	-	-	-	-	-	-	-	

第五 感染症対策

才 新結核登録患者数(性・年齢階級・総合患者分類別)

令和5年1月～令和5年12月

区分 年齢区分	活動性結核								潜在性結核感染症(別掲)
	新登録患者数	肺結核活動性						肺外結核活動性	
		肺結核総数	登録時喀痰塗抹陽性			結核菌陽性の登録時その他の	登録時の菌陰性・その他		
			計	初回治療	再治療				
総数	28	19	12	12	-	6	1	9	5
0～9	-	-	-	-	-	-	-	-	1
10～19	-	-	-	-	-	-	-	-	-
20～29	2	1	-	-	-	-	1	1	1
30～39	2	1	-	-	-	1	-	1	-
40～49	1	1	1	1	-	-	-	-	-
50～59	1	1	-	-	-	1	-	-	1
60～69	-	-	-	-	-	-	-	-	-
70～79	6	5	3	3	-	2	-	1	1
80～89	10	7	5	5	-	2	-	3	1
90～	6	3	3	3	-	-	-	3	-

② 結核患者管理(管理検診)

(根拠法令 感染症法 第53条の13)

<事業概要>

結核患者の届出により登録後、保健師が家庭訪問指導を行い、本人及び家族に結核の正しい知識を普及し、不安の軽減、二次感染の防止、医療の継続が図れるように支援するとともに、管理検診等により再発・重症化を防止する。

<対象者>

結核登録者

<内容>

家庭訪問指導、管理検診(精密検査)

胸部エックス線検査(直接撮影、特殊撮影、断層撮影)、喀痰検査等のうち必要な検査

<負担割合>

国 1/2 市 1/2

令和5年度(単位:人)

実施医療機関	対象者数	実施連絡	受診者数	受診率(%)	検査種別					検査結果		
					直接撮影	特殊撮影	断層撮影	喀痰検査	普通検査	要医療	要観察	登録除外
委託実施	75	73	63	84.0	62	-	-	-	-	-	50	13
その他	53	53	53	100.0	53	-	1	-	-	-	43	10
合計	128	126	116	90.6	115	-	1	-	-	-	93	23

③ 接触者健診

(根拠法令 感染症法 第17条)

<事業概要>

結核患者の接触者等に健康診断を行い、感染源の探索及び二次感染・発病の早期発見に努め、結核のまん延を予防する。

<対象者>

結核患者の接触者

結核に感染し、又は公衆に結核を伝染させるおそれがある業務に従事する者

まん延のおそれがある場所、または地域における業務従事者・学生・居住者

<内 容>

胸部エックス線検査、ツベルクリン反応検査、喀痰検査、IGRA検査等のうち必要な検査

<負担割合>

国 1/2 市 1/2

令和5年度(単位:人)

区分	年度	3	4	5	保健所 実施分			委 託 実 施 分			そ の 他 の 医 療 機 関 実 施 分 (書 類 等)		
					小計	患者 家族	接触 者	小計	患者 家族	接触 者	小計	患者 家族	接触 者
対象者数(延べ数)		195	169	185	-	-	-	178	30	148	7	3	4
実施連絡(検診)		195	169	185	-	-	-	178	30	148	7	3	4
実施連絡(精密)		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
受診者数(延べ数)		191	149	181	-	-	-	174	30	144	7	3	4
受 診 率 (%)		97.9	88.2	97.8	-	-	-	97.8	100	97.3	100	100	100
ツベルクリン反応検査数		-	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
I G R A 検 査	被検査者数	177	135	165	-	-	-	163	27	136	2	-	2
	陰性者数	172	127	162	-	-	-	160	27	133	2	-	2
	陽性者数	5	8	3	-	-	-	3	-	3	-	-	-
	判定保留	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	判定不可	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
間 接 撮 影 者 数		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
直 接 撮 影 者 数		17	20	20	-	-	-	15	3	12	5	3	2
断 層 撮 影 者 数		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
喀 痰 検 査 者 数		-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
X線検査により安定病巣又は治療所見の発見された者		1	0	4	-	-	-	3	1	2	1	-	1
被 患 発 見 者	患者発見数	1	4	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	発病の恐れがある者	4	5	3	-	-	-	3	-	3	-	-	-

※ 平成17年度から、接触者のうち医療機関で院内感染対策として対応した職員は、対象者に含めない。ただし、退職後は含める。(平成17年度厚生労働省行政指導監査による)

※ IGRA検査はQFT検査またはT-SPOT TB検査で判定。

第五 感染症対策

④ DOTS事業

(根拠法令 感染症法 第53条の14)

ア DOTS実施状況

(単位:人)

年 度	実施人数	方 法				
		訪問	電話	面接	郵送	メール
3	87	40	47	0	0	0
4	96	41	39	6	9	1
5	52	21	19	12	0	0

イ DOTSカンファレンス

アセスメントシートを用い、平成21年度から月に2回、継続して実施。

ウ 病院カンファレンス

平成22年度から南岡山医療センターと患者支援についてのカンファレンスを月に1回継続して実施している。令和2年5月から令和5年4月まで新型コロナウイルス感染症の影響により、入院患者不在の為休止していたが、令和5年5月より再開。

令和2年6月から、岡山県健康づくり財団附属病院との患者支援についてのカンファレンスを月に1回継続して実施。

エ 「岡山晴れ晴れDOTS手帳」を活用した地域DOTSの実施

平成18年度から倉敷市独自に「おくすりノート」を作成し、DOTS支援していたが、平成25年度からは岡山県下統一の「岡山晴れ晴れDOTS手帳」が導入され、全患者に配布。手帳を用い、関係機関と連携し服薬支援を実施。

⑤ コホート検討会

<事業概要>

外部の専門家による新登録結核患者の治療成績、地域DOTSの評価を行う。平成29年分から基準変更。

<対象者>

結核患者のうち前年の登録者と前々年以前登録の治療継続者

<事業実績>

令和6年1月12日開催

新登録患者の治療成績

(単位:人)

成績区分 \ 年	2	3	4
治 癒	2	1	1
治 療 完 了	23	20	27
死 亡	7	7	6
失 敗	-	-	-
脱 落	-	1	-
転 出	1	1	1
治 療 中	-	-	1
不 明	-	-	-

(3) 結核医療費対策事業

(根拠法令 感染症法 第37条、37条の2)

<事業概要>

結核患者の適正な医療を普及するために医療費及び療養費の公費負担をする。

<対象者>

結核登録者

<内 容>

・一般患者に対する医療療養費の公費負担

(保険等を優先し、残額について公費負担し、本人負担は100分の5となる)

・勧告入院患者に対する医療療養費の公費負担

(保険等を優先し、残額について全額公費負担する)

<負担割合>

一般患者 国 1/2 市 1/2

勧告入院患者 国 3/4 市 1/4

① 感染症診査協議会(結核)開催状況

ア 一般患者医療費の公費負担申請関係(感染症法 第37条の2) 令和5年1月～令和5年12月

区分	月別												計	
	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月		
診査会提出件数	7	4	7	3	4	2	4	5	4	5	5	3	53	
診査結果	合格件数	7	4	7	3	4	2	3	5	4	5	5	3	52
	不合格件数	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	保留件数	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	1

イ 勧告入院関係(感染症法 第37条) 令和5年1月～令和5年12月

区分	月別												計	
	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月		
診査会提出件数	3	6	3	2	6	8	9	6	2	-	-	1	46	
診査結果	合格件数	3	6	3	2	6	8	9	6	2	-	-	1	46
	不合格件数	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	保留件数	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

② 感染症法第37条の2による医療費の公費負担件数(一般患者) 令和5年

前年末 現在患者数	新規治療 患者数	再治療 患者数	継続治療 患者数	本年末 現在患者数
21	31	-	22	22

③ 感染症法第37条による医療費の公費負担件数(勧告入院患者) 令和5年

前年末 現在患者数	本年中勧告患者数			本年末 現在患者数
	新規治療 患者数	再治療 患者数	継続治療 患者数	
3	14	-	13	1

4 肝炎対策

(1) 医療費等の助成

① 肝炎治療特別促進事業

(根拠 岡山県肝炎治療事業実施要綱特別促進事業実施要綱 平成20年4月1日施行)

<事業概要>

B型肝炎ウイルス性肝炎及びC型肝炎ウイルス性肝炎の、インターフェロン治療、核酸アナログ製剤治療及びインターフェロンフリー治療に係る医療費を助成し、将来の肝硬変、肝がんの発生を予防し、国民の健康の保持、増進を図る。

<実施主体>

岡山県

<助成期間>

原則1年以内で、治療予定期間に即した期間

第五 感染症対策

<事業実績>

種別		年度		
		3	4	5
申請者数	新規インターフェロン治療	-	-	-
	核酸アナログ製剤(新規)	21	8	15
	核酸アナログ製剤(更新)	402	398	394
	インターフェロンフリー治療	34	50	25

※ インターフェロンフリー治療への助成は平成 26 年度から開始

② 肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業

(根拠 岡山県肝がん・重度肝硬変治療促進事業実施要綱 平成 30 年 12 月 1 日施行)

<事業概要>

B型肝炎ウイルス又はC型肝炎ウイルスに起因する肝がん又は重度肝硬変の患者に対して、治療に係る医療費を助成し、患者の負担軽減を図る。

<実施主体>

岡山県

<助成期間>

原則申請書提出月より1年。必要と認められれば更新可。

<事業実績>

年度	3	4	5
申請者数(新規・更新)	8	7	8

(2) 肝炎ウイルス検査

<事業概要>

検査希望者に肝炎専門医療機関で無料の肝炎検査を実施する。

<負担割合>

国 1/2 市 1/2

<事業実績>

年度	3	4	5
検査実施件数	6	26	41

※ 平成 29 年度から肝疾患診療連携拠点病院による会場検査を開始

(3) 肝炎ウイルス検査(HBs抗原検査・HCV抗体検査)

<事業概要>

検査希望者に保健所での無料の肝炎検査を実施する。

<負担割合>

国 1/2 市 1/2

<事業実績>

年 度	3	4	5
HBs抗原検査実施件数	24	67	123
HCV抗体検査実施件数	21	59	114

(4) 肝炎相談

<事業概要>

フィブリノゲン製剤問題を契機として、肝炎やウイルス感染について不安のある方への検査の要否について電話または来所による相談を実施する。

<事業実績>

年度	3	4	5
相談件数	80	239	339

主な相談内容	肝炎医療費・治療費助成制度について 検査について(検査の受け方・費用など) 原告団、弁護団を知りたい 救済手続、認定について
--------	---

5 風しん対策

(1) 風しん抗体検査

(根拠 特定感染症検査等事業について 健発 0206 第6号 平成 26 年2月6日)

特定感染症検査等事業実施要綱

<事業概要>

平成 25 年の全国的な風しんの流行を受けて、妊婦の風しん感染を防ぎ、先天性風しん症候群を予防するため、平成 26 年度から県下統一事業として対象者に抗体検査を無料で実施。岡山県医師会に委託。

<対象者>

倉敷市に住民登録があり次のいずれかに該当する人

- ① 妊娠を希望する女性
- ② 妊娠を希望する女性の配偶者などの同居者
- ③ 風しん抗体価が低い妊婦の配偶者などの同居者

<事業実績>

年度	3	4	5
検査実施件数	702	891	968

(2) 風しん予防接種費用の一部助成

<事業概要>

平成 25 年の全国的な風しんの流行を受けて、妊婦の風しん感染を防ぎ、先天性風しん症候群を予防するため、平成 25 年度から予防接種費用の一部を助成。

<対象者>

次の全てを満たすもの

- ・妊娠を希望する女性または、その同居者、もしくは風しん抗体価の低い妊婦の同居者。
- ・風しん抗体検査を受け、抗体価が風しんの感染予防に十分でなかった人。
- ・抗体検査から1年以内に予防接種をした人。

<事業実績>

年度	3	4	5
接種費助成件数	522	516	478

(3) 風しんの追加的対策

<事業概要>

風しんの予防接種を公的に受ける機会がなかった世代の男性に対して、風しんの抗体検査及び予防接種を実施。

<対象者>

昭和 37 年4月2日から昭和 54 年4月1日生まれの男性

<事業実績>

年度	3	4	5
抗体検査件数	3,478	1,315	779
予防接種件数	834	281	235

6 新型コロナウイルス感染症対策

(根拠法令 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律 平成 11 年4月1日施行)

<事業概要>

行政検査、積極的疫学調査、クラスター対応、療養管理等の実施により、新型コロナウイルス感染症の流行を最小限に防ぐとともに、患者の療養を支援する。

※ 令和 5 年 5 月 8 日に感染症法上の位置づけが「五類感染症」へ移行されたことに伴い、電話相談と施設指導のみ通常の感染症対策として継続

<事業実績>

(1) 新型コロナウイルス感染症の届出患者数

年度	3	4	5
届出患者数	16,673	65,272	351

※ 令和4年9月26日から感染症法に基づく届出対象者が限定された。

(2) 行政検査(施設検査は除く)

発熱の症状があるなど、感染の疑いがある方等に、保健所や医療機関の医師が必要と判断して検査を実施。

年度	3	4	5
検査実施件数	103,769	264,670	12,972
うち変異株スクリーニング件数	425	303	49

(3) 積極的疫学調査・施設指導

感染経路の特定、感染拡大防止のため、患者等への聞き取り調査(積極的疫学調査)を実施。また、高齢者福祉施設等において発生したクラスターへの対策として施設への指導を実施。

年度	3	4	5
積極的疫学調査件数	16,673	65,272	351
施設指導件数(病院含む)	1,639	2,128	153
クラスター公表件数	120	378	7

(4) 相談体制

「新型コロナウイルス受診相談センター」「療養者支援ダイヤル」の電話相談窓口を設置。

年度	3	4	5
電話相談件数	46,004	39,857	4,103

(5) 自宅療養者への支援

① 健康観察

自宅療養者に対して、電話による健康観察を実施

(単位:人)

年度	3	4	5
健康観察対象者数	14,715	59,385	130

② 配食支援・パルスオキシメーター貸出

食料品の入手が困難な方に対して食料品・日用品を配送。また、自宅療養者にはパルスオキシメーターを郵送。

年度	配食支援件数	パルスオキシメーター貸出件数
3	2,363	5,629
4	15,780	10,556
5	109	103

7 健康危機管理(感染症)

<事業概要>

地域における健康危機管理の観点から、地域住民組織及び地域の関係機関と共に、有事に迅速かつ有効な対応ができるような体制を整備する。

<事業実績>

内容	参加者等
倉敷市保健所と岡山県備中保健所の共催 「消防機関における感染症対策研修会」 ○日時:令和5年11月9日(木)13:30~15:00 ○目的:新型インフルエンザ等感染症患者の移送時の感染対策及び移送手順について理解を深め、シミュレーションを通じてより実効性の高いものとする。また、研修を通じて日頃からの連携を深める。 ○内容:講演「搬送時における感染対策～新型インフルエンザ」を想定して～ 講師 倉敷中央病院 感染管理認定看護師 木村聖子 実技「感染防護具の着脱及び、救急車両の要請・消毒」	【参加機関】 倉敷市消防局 岡山県備中保健所 倉敷市保健所

8 予防接種

(1) 定期予防接種

(根拠法令 予防接種法 昭和23年6月30日 法律第68号)

<事業概要>

伝染のおそれのある疾病の発生及びまん延を予防するために、予防接種を行い、公衆衛生の向上及び増進に寄与する。倉敷市連合医師会等に委託。

第五 感染症対策

<接種状況>

(単位:人)

種 別		年 度			
		3	4	5	
B 型 肝 炎	第一回		3,796	3,546	3,336
	第二回		3,836	3,528	3,353
	第三回		3,725	3,589	3,319
四 種 混 合 〔百日せき ジフテリア 破傷風 ポリオ〕	第一期	第一回	3,840	3,566	3,610
		第二回	3,834	3,643	3,611
		第三回	3,799	3,642	3,654
		追 加	3,822	3,526	3,601
三 種 混 合 〔百日せき ジフテリア 破傷風〕	第一期	第一回	0	0	0
		第二回	0	0	0
		第三回	0	0	0
		追 加	0	0	0
二 種 混 合 〔ジフテリア 破傷風〕	第一期	第一回	0	0	0
		第二回	0	0	0
		追 加	0	0	0
	第二期	2,960	3,004	2,701	
麻しん風しん混合(MR)	第一期		3,758	3,676	3,438
	第二期		4,167	4,088	3,986
麻 し ん			0	0	0
風 し ん			0	0	0
日 本 脳 炎	第一期	初 回	3,298	3,845	3,642
		第一回			
		第二回	3,315	3,738	3,483
	追 加	4,712	4,394	3,521	
第二期		4,456	4,278	3,472	
ポリオ(不活化ワクチン) H24.9~	第一期	第一回	1	0	0
		第二回	1	0	0
		第三回	1	0	0
		追 加	1	2	0
ヒブ	第一回		3,805	3,565	3,306
	第二回		3,844	3,541	3,323
	第三回		3,820	3,594	3,320
	追 加		3,774	3,630	3,479
小児用肺炎球菌	第一回		3,811	3,559	3,308
	第二回		3,852	3,543	3,325
	第三回		3,826	3,597	3,322
	追 加		3,765	3,672	3,453
ロタ	1価	第一回	1,791	1,727	1,611
		第二回	1,800	1,693	1,632
	5価	第一回	1,983	1,783	1,663
		第二回	1,978	1,797	1,660
第三回		1,950	1,829	1,623	
水痘	第一回		3,780	3,705	3,439
	第二回		3,789	3,349	3,396
子宮頸がん	第一回		1,496	2,858	2,998
	第二回		1,325	2,640	2,431
	第三回		1,055	1,993	2,195

高齢者インフルエンザ	満65歳以上	82,164	81,877	82,551
	満60～65歳未満	0	0	120
高齢者肺炎球菌	満65歳以上	4,158	3,646	3,966
	満60～65歳未満	0	0	0

※ 子宮頸がんについては、副反応のリスクのため、平成25年6月14日から積極的勧奨を差し控えていたが、令和3年11月から積極的勧奨を再開し、令和4年4月からキャッチアップ接種を開始。

＜高齢者に対するインフルエンザ及び肺炎球菌予防接種費用の減免＞

定期予防接種対象者に、自己負担2,000円でインフルエンザの予防接種を、自己負担3,000円で肺炎球菌の予防接種を実施。低所得者には、申請により自己負担額を減免している。

(市民税非課税世帯の者：半額免除、生活保護世帯の者・中国残留邦人自立支援受給者：全額免除)

(単位：人)

種別		年度		
		3	4	5
高齢者インフルエンザ	半額免除	11,687	12,573	14,447
	全額免除	1,845	1,861	1,877
成人用肺炎球菌	半額免除	271	315	365
	全額免除	69	75	82

＜相談状況＞

(単位：件)

相談内容		年度		
		3	4	5
助成制度に関すること		991	697	1,067
予防接種番号について		317	341	632
接種スケジュールに関すること		269	139	207
予防接種の効果に関すること		88	52	112
副反応に関すること		38	21	25
実施の報告について		163	147	142
その他		238	74	367
計		2,104	1,471	2,552

(2) 接種率の向上対策

① 麻しん・風しん(MR)

麻しんに関する特定感染症予防指針に基づき、接種率の向上に取り組んでいる。

ア 個別通知

- ・出生及び転入の届出後、予防接種のしおり、チラシ等を送付。
- ・2期対象者のうち、年末時点での未接種者に対し、2月に勧奨案内を送付。

イ 関係部署との連携

- ・2期対象者に対し、保育園、幼稚園を通じて5月に勧奨案内を配布。小学校を通じ、10月の就学時健診にて勧奨案内を配布。
- ・乳幼児家庭訪問や、1歳6か月児健診を通じ、接種勧奨。
- ・保育・幼稚園課や保健体育課主催の研修会等で、園長、養護教諭等に接種の重要性を啓発し接種勧奨を依頼。

ウ その他の啓発

- ・広報くらしき、保健所ホームページで情報を配信。

第五 感染症対策

② その他の予防接種

ア 個別通知

・出生及び転入の届出後、予防接種のしおり、チラシ等を送付。

イ 関係部署との連携

・二種混合、日本脳炎の接種対象者へ、保育園、幼稚園、学校等を通じて勧奨案内を配布。

ウ その他の啓発

・広報くらしき、保健所ホームページで情報を配信。

・子宮頸がん予防接種対象者に対し、岡山県と連携し正しい知識の普及啓発のためのリーフレットを配布。

(3) 新型コロナウイルスワクチン接種

(根拠法令 予防接種法 昭和23年6月30日 法律第68号)

<事業概要>

新型コロナウイルス感染症の感染及び重症化を予防するために、予防接種を行う。集合契約により個別医療機関に委託。

<負担割合>

国 10/10

<事業実績>

(単位:件)

種別 \ 年度	3	4	5
新型コロナワクチン	787,149	599,772	190,146

(4) 予防接種による健康被害の救済

<事業概要>

予防接種に際しては、実施上過失がなくともまれに重篤な副反応が生ずることがある。従って予防接種法に基づきこれを救済する。

<対象>

予防接種法に基づく予防接種

<内容>

予防接種を受けたものが疾病にかかり、障害の状態となり又は死亡した場合において、当該疾病、障害または死亡が当該予防接種を受けたことによるものであると厚生労働大臣が認定したときは給付を行う。

給付内容・・・医療費及び医療手当、障害児養育年金、葬祭料、障害年金、死亡一時金、介護加算

<給付実績>

令和5年度(単位:円)

種別 \ 区分	医療費 医療手当	障害児養育年金			障害年金			死亡一時金 葬祭料	介護 加算	計
		1級	2級	計	1級	2級	3級			
ポリオ	446,850	-	-	-	-	-	2,979,500	-	-	3,426,350
M M R	71,140	-	-	-	-	-	-	-	-	71,140
日本脳炎	452,780	-	-	-	-	-	-	-	-	452,780
新型コロナ	10,233,722	-	-	-	-	-	-	177,648,000	-	187,881,722
合計	11,204,492	-	-	-	-	-	2,979,500	177,648,000	-	191,831,992

※ 障害年金に係る障害の認定をした生存者であり、かつ他の給付区分に係る疾病・障害を認定したものは、障害年金欄にのみ計上。